令和９年度中学校新１年生の保護者の皆様へ

就学援助 新入学児童生徒学用品費の入学前支給のご案内

八代市では、経済的にお困りの保護者に対して、就学に必要な学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費等にかかる費用の一部を援助する制度があります。

令和９年度に中学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、就学援助費の対象となる保護者には、「新入学児童生徒学用品費」を入学前の３月に支給します。

◆支給対象となる方　以下の条件にすべて該当する方が対象となります

- 申し込み時点で八代市に住所を有し、お子さんが令和９年４月に公立の中学校（八代支援学校中学部を含む）へ入学予定の方
- 期限内に申請書を提出された方
- 就学援助制度の認定基準に該当する方

◆申請方法・申請時期

入学前支給を希望される方は、申請書の所定の欄へご記入のうえ、就学している小学校へ学校が指定する日までに提出してください。申請書は、小学校から受け取るか、八代市ホームページからダウンロードしてください。

◆認定審査結果・支給日など

審査結果及び支給通知を、令和９年２月下旬に小学校から各ご家庭へ通知します。
支給日は３月上旬を予定しています。

◆支給方法：保護者口座に振込

【入学前支給に関する注意事項】

（１）入学前に新入学用品費の支給を受けた後で以下に該当した場合は、就学援助費を返還していただくことになります。予定がある場合は、入学前の支給ではなく、６月の支給を選択してください。

- **市外へ転出した場合**
- **世帯構成変更など（祖父母等との同居や再婚等）により認定基準に該当しなくなった場合**

（２）令和９年３月時点で、生活保護（教育扶助）を受給している世帯は対象となりません。

※提出期限に間に合わなかった場合や、今回の審査の結果で認定不可となり令和９年度所得での再判定で認定を受けた場合は、他の就学援助費と一緒に６月に支給します。

◎問合せ：八代市教育委員会　学校教育課　教育支援係　℡　33-6133　または各小学校・八代支援学校